



平成 29 年 3 月

東和薬品株式会社

経過措置移行品目のお知らせ

謹啓

時下益々ご清栄の段お慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、薬価削除品目の経過措置終了期日が告示されましたので、下記のとおりお知らせ致します。
ご留意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

◆経過措置終了期日：平成 30 年 3 月 31 日

*翌日の平成 30 年 4 月 1 日から保険請求出来ません。

◇自社品目

・厚生労働省告示第 74 号：平成 29 年 3 月 17 日告示、平成 29 年 3 月 17 日施行

アムロジピン内用ゼリー2.5mg「トーワ」
アムロジピン内用ゼリー5mg「トーワ」
カプトプリル錠 12.5mg「トーワ」(統)
カプトプリル錠 25mg「トーワ」(統)
クロルマジノン酢酸エステル徐放錠 50mg「トーワ」(統)
タリフロン錠 100mg(統)
メキシフェナミン塩酸塩錠 100mg「トーワ」
スルピリン注射液 250mg「トーワ」(統)
スルピリン注射液 500mg「トーワ」(統)
チアデラ注 10mg
チアデラ静注 25mg
チアデラ静注 50mg

(統)は統一収載品目のため官報告示には掲載されません。

◇導入品目

・厚生労働省告示第 74 号：平成 29 年 3 月 17 日告示、平成 29 年 3 月 17 日施行

エンテラーゼ配合錠

以上